



W I L L 法律事務所 報酬規定

2015年（平成27年）4月1日

WILL法律事務所
報酬規定

第1章 総則	5
第1条(目的等)	5
第2条(弁護士料金の種類等)	5
第3条(弁護士料金の支払時期)	5
第4条(事件等の個数等)	6
第5条(複数弁護士による事件受任の場合の特則)	6
第2章 法律相談料等	6
第6条(法律相談料)	6
第7条(書面による鑑定料)	6
第3章 民事事件	7
第1節 着手金及び報酬金の算定等	7
第8条(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)	7
第9条(経済的利益の額)	7
第10条(経済的利益の額の算定の特則)	7
第11条(着手金)	8
第12条(民事事件の成功報酬金)	8
第13条(訴訟等事件の日当)	8
第14条(示談交渉事件の特則)	9
第15条(契約締結交渉の特則)	9
第16条(督促手続事件の特則)	9
第17条(保全事件の特則)	9
第18条(民事執行事件等の特則)	10
第2節 家事事件	10
第19条(離婚事件)	10
第20条(養子縁組離縁事件)	11
第21条(成年後見申立事件)	11
第22条(任意後見事件)	11
第23条(遺言)	12
第24条(遺産分割)	12
第25条(遺留分減殺請求事件)	13

第3節 不動産事件	13
第26条(不動産に関する事件の経済的利益の額)	13
第27条(建物退去明渡事件の特則)	13
第28条(相隣関係に関する事件)	14
第29条(境界に関する事件)	14
第30条(借地非訟事件)	15
第4節 手形小切手訴訟	15
第31条(手形、小切手訴訟事件の特則)	15
第4章 倒産等事件	16
第32条(倒産等事件)	16
第33条(民事再生事件)	16
第34条(任意整理事件及び特定調停事件)	17
第5章 行政事件	18
第35条(行政上の不服申立事件)	18
第6章 刑事事件・少年事件	18
第36条(基本規定)	18
第37条(刑事事件の着手金)	19
第38条(刑事事件の報酬金)	20
第39条(再審請求事件の報酬)	21
第40条(複数の事件等について同一弁護士が引き続き受任した場合等)	21
第41条(検察官の上訴取下げ等)	22
第42条(特別手当)	22
第43条(刑事事件における日当の特則)	22
第44条(告訴、告発等)	22
第7章 その他手数料	23
第45条(手数料)	23
第8章 時間制	25
第46条(時間制)	25
第9章 顧問料	25
第47条(顧問料)	25

第 10 章 日当	26
第 48 条(日当)	26
第 11 章 実費等	26
第 49 条(実費等の負担)	26
第 50 条(交通機関の利用)	26
第 12 章 委任契約の清算	26
第 51 条(委任契約の中途終了)	26
第 52 条(事件等処理の中止等)	27
第 53 条(弁護士報酬の相殺等)	27
附 則	27

第1章 総則

第1条(目的等)

- 1 本規定は、WILL法律事務所所属弁護士(以下「所属弁護士」という)がその職務に関して受ける弁護士の料金等に関する標準を示すことを目的とする。
- 2 所属弁護士は、個別契約によって本規定と異なる報酬等を定めることができる。

第2条(弁護士料金の種類等)

- 1 弁護士料金の種類等は以下のとおりである。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定及び電話による相談を含む)の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務(以下「事件等」という)の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として、事件等のうち一回程度の手続又は委任事務処理で終了するものについての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって、継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	所属弁護士が、委任事務処理のために相当程度事務所所在地を離れ、移動によって拘束されること、又は調停・裁判等の手続において一定時間拘束されることの対価をいう。

- 2 本規定に定める弁護士料金の額はすべて消費税法(昭和63年法律第108号)及び消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)に基づく消費税抜き価格表示である。
- 3 依頼者が法人である場合、弁護士料金の支払に際して源泉徴収を行う。

第3条(弁護士料金の支払時期)

- 1 弁護士料金の支払時期は、次のとおりとする。

着手金	事件等の受任の時(委任契約締結日)
報酬金	事件等の処理が終了した日から2週間以内
その他	本規定の定めに従うほか、個別契約によって特に定めたときはそ

の規定に従う。

- 2 所属弁護士は事件等の処理により預り金を保管しているときは、当然にその預り金から未払弁護士料金を差し引いてその支払を受けることができる。

第4条(事件等の個数等)

- 1 裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。
- 3 弁護士料金は、一件ごとに定める。ただし、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、裁判確定までの全審級をもって一件とみなし、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

第5条(複数弁護士による事件受任の場合の特則)

次の各号に該当する場合は、事件等が一件のときも担当弁護士ごとに弁護士料金を請求することができる。

- ① 依頼者の意思により複数の所属弁護士が受任するとき
- ② 事件等について、その専門性・複雑性等により複数の弁護士によって事件を受任する必要があるとき。ただし、所属弁護士は、あらかじめ依頼者等に対して複数弁護士の必要性について説明し、その承諾を得なければならない。

第2章 法律相談料等

第6条(法律相談料)

- 1 法律相談料は、次表のとおりとする。

個人(一般私人)	1時間 10,000円 ただし、以後30分延長するごとに5,000円追加
個人事業者及び法人等 (権利能力なき社団等を含む)	1時間 15,000円 ただし、以後30分延長するごとに7,500円追加

- 2 法律相談が2回以上継続する場合、以後の法律相談料は、所属弁護士が個別に定めることができる。

第7条(書面による鑑定料)

- 1 書面による鑑定料は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料	一鑑定事項につき100,000円以上
----------	--------------------

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、所属弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える鑑定料を受けることができる。

第3章 民事事件

第1節 着手金及び報酬金の算定等

第8条(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

本節の着手金及び報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。ただし、本規定による特段の定め又は個別契約による特段の合意がある場合はこの限りでない。

第9条(経済的利益の額)

1 経済的利益の額を算定することが可能な場合

①金銭債権(原則)	債権総額(利息及び遅延損害金を含む)
②将来の債権(例外①)	債権総額から中間利息を控除した額
③継続的給付債権であって期間不定のもの(例外②)	7年分の額
④賃料増減請求事件(例外③)	増減額分の7年分の額
⑤所有権(不動産を除く)	対象たる物の時価相当額
⑥詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
⑦共有物分割請求事件	対象となる持分の時価相当額
⑧遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額
⑨遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
⑩金銭債権についての民事執行事件	請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した額)

2 経済的利益の額を算定することが困難な場合

前項により経済的利益の額を算定することができない場合、その経済的利益は、着手金については500万円、報酬については1000万円を目安として、所属弁護士と依頼者との協議のうえ、適正な価額を決定する。

第10条(経済的利益の額の算定の特則)

1 前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに大きい場合、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額することができる。

2 前条で算定された経済的利益の額が次の各号の一に該当する場合、所属弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であって、前条で算定された経済的利益の額が当該事件等により解決すべき紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第 11 条(着手金)

1 着手金は、経済的利益の額に照らし、それぞれ次表の範囲内において算定する(別表 1「着手金早見表」参照)。ただし、着手金の最低額は 100,000 円とする。

経済的利益の額	着手金
300 万円以下の部分	× 10%～16%以下
300 万円超 3000 万円以下の部分	× 15%以下
3000 万円超 3 億円以下の部分	× 12%以下
3 億円を超える部分	× 10%以下

2 前項の着手金は、事案の内容(当事者の数、相手方の属性、事件の複雑性及び難易性等。以下同じ)により、20%の範囲内で増額することができる。

3 民事訴訟事件につき同一弁護士が上訴審等を引き続き受任する場合、前 2 項の規定にかかわらず、事件等の経済的利益の 2 分の 1 の額を目安として、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

第 12 条(民事事件の成功報酬金)

1 訴訟事件、調停事件、非訟事件、家事審判事件及び仲裁事件の成功報酬金は、本規定に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	報酬金
300 万円以下の部分	× 20%以下
300 万円超 3000 万円以下の部分	× 16%以下
3000 万円超 3 億円以下の部分	× 13%以下
3 億円を超える部分	× 10%以下

2 前項の成功報酬金は、事案の内容により、20%の範囲内で増額することができる。

第 13 条(訴訟等事件の日当)

訴訟等事件につき、第 11 条に定める着手金及び第 12 条に定める成功報酬金のほか、第 48 条の規定に基づき、日当を請求することができる。

第 14 条(示談交渉事件の特則)

同一弁護士が、同一事件について、示談交渉事件から引き続き訴訟等その他の事件を受任するときの着手金は、本規定に特に定めのない限り、第 11 条の規定により算出した額から既に受領した着手金の額を控除することができる。

第 15 条(契約締結交渉の特則)

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	×10%	×16%
300万円を超え3000万円以下の部分	×8%	×14%
3000万円を超え3億円以下の部分	×6%	×11%
3億円を超える部分	×5%	×9%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、20%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、100,000円を最低額とする。

第 16 条(督促手続事件の特則)

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	×10%	×16%
300万円を超え3000万円以下の部分	×8%	×14%
3000万円を超え3億円以下の部分	×6%	×11%
3億円を超える部分	×5%	×9%

- 2 前項の着手金は、事案の内容により、20%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、100,000円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第 11 条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第 12 条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、所属弁護士は、前5項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第 11 条第 1 項の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として第 12 条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

第 17 条(保全事件の特則)

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という)の着手金は、第 11 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 2 とする。
- 2 知的財産事件、労働事件等、事案が重大又は複雑な事件に関しては、前項の規定にかかわらず、第 11 条の規定に準じて着手金を受けることができる。
- 3 事件が重大又は複雑である場合、第 12 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 1 の報酬金を受けることができる。
- 4 第 1 項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第 12 条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 5 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができる。この場合は、第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。
- 6 第 1 項の着手金及び第 2 項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 7 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、200,000 円を最低額とする。

第 18 条(民事執行事件等の特則)

- 1 民事執行事件の着手金は、第 11 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第 12 条の規定により算定された額の 4 分の 1 とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第 11 条の規定により算定された額の 3 分の 1 とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第 11 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 1 とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第 12 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、100,000 円を最低額とする。

第 2 節 家事事件

第 19 条(離婚事件)

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚交渉事件	300,000円以上500,000円以下
離婚調停	300,000円以上500,000円以下
離婚訴訟事件	それぞれ500,000円 ただし、本条第4項の財産給付請求を伴う場合は、その額を基準とする加算をそれぞれすることができる(本条第4項)。

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1を基準として請求することができる。
- 4 前3項において、婚姻費用、財産分与、慰謝料、養育費など財産給付請求を伴うときは、所属弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第11条又は第12条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 6 離婚調停は、期日ごとに日当を請求することができる。
- 7 離婚調停において、調停事件が係属後1年を超えて継続する場合、依頼者と協議のうえ、追加の着手金等を定めることができる。

第20条(養子縁組離縁事件)

養子縁組離縁事件の着手金及び報酬金は、第19条の規定を準用する。

第21条(成年後見申立事件)

成年後見申立事件の着手金は、300,000円とする。

第22条(任意後見事件)

- 1 任意後見事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

任意後見契約締結	200,000円以上	
任意後見契約に基づく委任事務	基本報酬	月額10,000円以上50,000円以下
	不動産管理等特殊な財産管理事務を含む場合	月額30,000円以上50,000円以下

	裁判手続の代理	本規定の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額
--	---------	---------------------------------

- 2 任意後見契約に基づく事務が開始するまでの間に、財産管理契約を締結する場合の着手金及び報酬金は、第1項の規定を準用する。
- 3 任意後見契約及び財産管理契約を締結後、訪問による面談を行う場合、1訪問ごとに日当を請求することができる。

第23条(遺言)

- 1 遺言作成の費用は、100,000円以上500,000円以下とし、財産の多寡・内容の複雑性等を踏まえ、決定する。
- 2 遺言執行の費用は、次表のとおりとする。

基本	遺言執行の対象となっている財産を基準として	300万円以下の部分	300,000円
		300万円を超え3000万円以下の部分	2%
		3000万円を超え3億円以下の部分	1%
		3億円を超える部分	0.5%
特に複雑又は特殊な事情がある場合		所属弁護士と受遺者との協議により定める額	
遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。	

第24条(遺産分割)

- 1 遺産分割事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

遺産分割事件の内容	着手金及び報酬金
遺産分割交渉事件	100,000円以上500,000円以下とする。
遺産分割調停	第11条により算出 →遺産総額が不明の場合、それぞれ300,000円以上500,000円以下とし、総遺産額から第11条により算出した額との差額がある場合は、報酬請求時に精算する。
遺産分割審判	第11条により算出 →遺産総額が不明の場合、それぞれ300,000円以上500,000円以下とし、総遺産額から第11条により算出した額との差額がある場合は、報酬請求時に精算する。 ただし、同一弁護士が遺産分割調停事件から引き続き受任する場合は、着手金額を相当額減額することができる。

きる。

- 2 同一弁護士が、同一の遺産分割事件について、複数の相続人から依頼を受ける場合、着手金及び報酬金は、依頼者ごとに決定する。ただし、この場合、所属弁護士は、全依頼者に対し、利害対立について説明し、全依頼者から、この依頼者間には利害対立がないことの確認、及び同一弁護士が事件受任することの同意(民法108条、弁護士法25条1項)を得なければならない。
- 3 前項の場合に、将来、依頼者間で利害対立が顕在化した場合、所属弁護士は、全依頼者の事件について辞任しなければならない。この場合、着手金の精算はしない。

第25条(遺留分減殺請求事件)

遺留分減殺請求事件の着手金及び報酬金は、第24条の規定を準用する。

第3節 不動産事件

第26条(不動産に関する事件の経済的利益の額)

- 1 以下の不動産に関する事件の経済的利益の額は、次表のとおり算定する。

①賃料増減請求事件	増減額分の7年分の額
②土地所有権	対象たる土地の時価相当額
③建物所有権	建物の時価相当額に、その敷地の時価の2分の1の額を加算した額
④占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価(ただし、建物の場合は前号の額)の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額とすることができる。
⑤地役権	承役地の時価の2分の1の額
⑥担保権	被担保債権額
⑦不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件	前記⑤及び⑥に準じた額

第27条(建物退去明渡事件の特則)

- 1 建物の一部又は全部の明渡請求事件(解除原因がない立退交渉事件を除く)の着手金及び報酬金については、賃料又は賃料相当損害金(以下「賃料等」という)を基準とし、次表のとおりとする。

着手金	示談交渉事件	賃料2か月分相当額
-----	--------	-----------

	調停	賃料3か月分相当額 ただし、示談交渉事件から調停に移行した場合、賃料1か月分相当額
	訴訟	賃料3か月分相当額 ただし、示談交渉事件又は調停から訴訟に移行した場合、賃料1か月分相当額
報酬金	賃料等の4か月分相当額	

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により20%の範囲内で増額することができる。
- 3 前2項の着手金及び報酬金は、200,000円を最低額とする。

第28条(相隣関係に関する事件)

- 1 相隣関係に関する紛争(以下「相隣紛争」という)に関する示談交渉の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ150,000円以上300,000円以下
----------	--------------------------

- 2 相隣紛争に関する調停事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ300,000円以上600,000円以下
----------	--------------------------

ただし、同一弁護士が、同一事件について示談交渉から調停事件を引き続き受任する場合は、事案の内容に応じ、着手金を減額することができる。

- 3 相隣紛争に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が、同一事件について、示談交渉及び調停事件から引き続き受任するときは、事案の内容に応じ、着手金を減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ300,000円以上600,000円以下
----------	--------------------------

第29条(境界に関する事件)

- 1 境界確定及び境界画定を含む所有権に関する紛争(以下「境界画定等」という)に関する示談交渉の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ150,000円以上300,000円以下
----------	--------------------------

- 2 筆界特定制度の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ250,000円以上500,000円以下
----------	--------------------------

- 3 境界画定等に関する調停事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ300,000円以上600,000円以下
----------	--------------------------

ただし、同一弁護士が、同一事件について示談交渉、筆界特定制度から調停事件を引き続き受任する場合は、事案の内容に応じ、着手金を減額することができる。

- 4 境界確定等に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が、同一事件について、示談交渉、筆界特定制度及び調停事件から引き

続き受任するときは、事案の内容に応じ、着手金を減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ300,000円以上600,000円以下
----------	--------------------------

第30条(借地非訟事件)

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	300,000円以上500,000円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

- ① 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第12条の規定により算定された額
- ② 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第12条の規定により算定された額

- 3 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

- 4 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

第4節 手形小切手訴訟

第31条(手形、小切手訴訟事件の特則)

- 1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	×8%	×16%
300万円を超え3000万円以下の部分	×7%	×14%
3000万円を超え3億円以下の部分	×5%	×11%
3億円を超える部分	×4%	×9%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、20%の範囲内で増減額するこ

とができる。

- 3 前2項の着手金は、100,000円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第11条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第12条の規定を準用する。

第4章 倒産等事件

第32条(倒産等事件)

- 1 破産、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、次の各号のとおりとする。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

破 産	①法人の破産事件	200万円以上
	②法人以外の破産事件 (管財事件)	500,000円以上
	③法人以外の破産事件 (同時廃止事件)	300,000円以上 ただし、裁判所の指導により管財事件に移行する場合、着手金として200,000円を追加する。
	④特別清算事件	200万円以上
	⑤会社更生事件	300万円以上

- 2 前項各号の報酬金は、第12条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。
- 3 所属弁護士が、利息制限法所定の上限利率による引き直し計算により過払い金の回収を図った場合の報酬金は、次のとおりとする。ただし、当該過払い金回収事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、第11条及び第12条の各規定により算定された着手金及び報酬金を受けることができる。

過払い金がある場合	返還を受けた金額の20%+当該債権者の当初請求債権額の10%相当額
-----------	-----------------------------------

第33条(民事再生事件)

- 1 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、次の各号のとおりとする。ただし、民事再生事件に関する保全の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

①法人	300万円以上
②法人以外の事業者	100万円以上

③個人	500,000円以上
④小規模個人再生及び給与所得者等再生事件	300,000円以上 ただし、住宅資金特別条項を提出する場合、 400,000円以上

- 2 法人及び事業者における民事再生事件の場合、報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。
- 3 前項の報酬金は、第12条の規定を準用する。
- 4 第2項の報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。
- 5 所属弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができる。
- 6 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第2項の報酬金を受領している場合には当該報酬金の額を考慮する。
- 7 民事再生法第235条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む)の着手金は、第1項第3号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は、前項の規定を準用する。

第34条(任意整理事件及び特定調停事件)

- 1 任意整理事件(第32条第1項及び第33条第1項に該当しない債務整理事件をいう。)又は特定調停事件着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ各号のとおりとする。

①事業者	500,000円以上
②非事業者	30,000円×債権者数 ただし、着手金の最低額を100,000円とする。

- 2 前項1号の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額(以下「配当原資額」という)を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

① 所属弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円以下の部分	20%
500万円を超え1000万円以下の部分	16%
1000万円を超え5000万円以下の部分	10%
5000万円を超え1億円以下の部分	8%
1億円を超える部分	6%

② 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

- 3 第1項1号の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第12条の規定を準用する。
- 4 第1項2号の事件の報酬金は、利息制限法所定の上限利率による引き直し計算により返還を受けた過払い金の有無により、次表のとおりとする。

過払い金がある場合	返還を受けた金額の20%＋当該債権者の当初請求債権額の10%相当額
過払い金がない場合	当該債権者の当初請求金額と和解金額との差額の10%相当額

- 5 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、第11条及び第12条により算定された着手金及び報酬金を受けることができる。

第5章 行政事件

第35条(行政上の不服申立事件)

行政上の異議申立、審査請求及び再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第11条の規定により算定された額とし、報酬金は、第12条の規定により算定された額とする。

第6章 刑事事件・少年事件

第36条(基本規定)

1(事件分類)

本章における事件の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件をいう。
- (2) 複雑な事件とは、裁判員裁判対象事件、及び公判前整理手続に付された事件、並びに事件数又は関係者が多数である等の事情があり、事件処理に相当程度の困難さ、煩雑さが予想され、委任事務処理に相当程度の労力又は時間を要すると見込まれる事件をいう。
- (3) 前2項の事件に該当するかどうかの判断は、当該事件を担当する所属弁護士(以下本節において「受任弁護士」という)において、当該事案についての事件の性質、争点、犯行の態様、被疑者被告人・被害者・共犯者・その他事件関係者の状況等、事件に関する一切の事情を勘案して決定する。

2(特別手当、日当の合意)

依頼者が契約時に受任弁護士との間で第 42 条に定める特別手当、及び第 43 条に定める日当の支払の合意をした場合には、依頼者は、弁護士費用に加えこれらを別途支払うものとする。

3 (実費の負担)

依頼者は、着手金、報酬金、特別手当、日当の他、受任弁護士の請求に応じて、当該事件に必要な実費を支払うものとする。

4 (費用の支払)

依頼者は、本節各条項に定める着手金、報酬金、特別手当、日当、実費の支払について、受任弁護士の請求に応じて遅滞なく行うものとする。

5 (預り金制度)

前項の各費用の支払方法について、依頼者と受任弁護士の協議のうえ、書面により合意した場合には、依頼者は、一定の金員を受任弁護士に預け、受任弁護士が同金員から各費用を差し引く方法によって各費用の支払をすることができる。

第 37 条 (刑事事件の着手金)

1 起訴前弁護の着手金は、次表のとおりとする。

事件分類	着手金
基本金額	300,000円以上500,000円以下
簡明な事件	上記基本金額を、2分の1までの範囲の相当額に減額することができる。
複雑な事件	上記基本金額に対し、2分の1から2倍までの範囲の相当額をさらに加算することができる。

2 起訴後弁護(第一審)の着手金は、次表のとおりとする。

事件分類	着手金
基本金額	300,000円以上500,000円以下
簡明な事件	上記基本金額を、2分の1までの範囲の相当額に減額することができる。
複雑な事件	上記基本金額に対し、2分の1から2倍までの範囲の相当額をさらに加算することができる。

3 上訴事件(控訴審・上告審)の着手金は、次表のとおりとする。

事件分類	着手金
基本金額	300,000円以上500,000円以下
簡明な事件	上記基本金額を、2分の1までの範囲の相当額に減額することができる。
複雑な事件	上記基本金額に対し、2分の1から2倍までの範囲の相当額をさらに加算することができる。

第 38 条(刑事事件の報酬金)

1 起訴前弁護の報酬金は、次表のとおりとする。

事件分類	結果	報酬金
基本金額	不起訴	300,000円以上500,000円以下
	略式起訴	200,000円以上400,000円以下
	正式起訴	0円
簡明な事件	上記基本金額を、2分の1までの範囲の相当額に減額することができる。	
複雑な事件	上記基本金額に対し、2分の1から2倍までの範囲の相当額をさらに加算することができる。	

2 起訴後弁護(第一審)の報酬金は、次表のとおりとする。

事件分類	結果	報酬金
基本金額	無罪(一部無罪を含む)	500,000円以上1,000,000円以下
	刑の執行猶予	300,000円以上500,000円以下
	刑の執行猶予(再度の執行猶予)	400,000円以上700,000円以下
	実刑(求刑より軽減)	200,000円以上400,000円以下
	実刑(求刑以上)	0円
簡明な事件	上記基本金額を、2分の1までの範囲の相当額に減額することができる。	
複雑な事件	上記基本金額に対し、2分の1から2倍までの範囲の相当額をさらに加算することができる。	

3 上訴事件(控訴審・上告審)の報酬金は、次表のとおりとする。

事件分類	結果	報酬金
基本金額	無罪(一部無罪を含む)	500,000円以上1,000,000円以下
	刑の執行猶予	300,000円以上500,000円以下
	刑の執行猶予(再度の執行猶予)	400,000円以上700,000円以下
	実刑(第一審判決より軽減)	200,000円以上400,000円以下
	実刑(第一審判決以上)	0円

	検察官上訴が棄却された場合	400,000円以上700,000円以下
簡明な事件	上記基本金額を、2分の1までの範囲の相当額に減額することができる。	
複雑な事件	上記基本金額に対し、2分の1から2倍までの範囲の相当額をさらに加算することができる。	

第39条(再審請求事件の報酬)

- 1 再審請求事件の着手金は、次表のとおりとする。

事件分類	着手金
基本金額	500,000円以上1,000,000円以下
簡明な事件	上記基本金額を、2分の1までの範囲の相当額に減額することができる。
複雑な事件	上記基本金額に対し、2分の1から2倍までの範囲の相当額をさらに加算することができる。

- 2 再審請求事件の報酬金は、次表のとおりとする。

事件分類	結果	報酬金
基本金額	再審開始決定	500,000円以上1,000,000円以下
	不開始決定	0円
簡明な事件	上記基本金額を、2分の1までの範囲の相当額に減額することができる。	
複雑な事件	上記基本金額に対し、2分の1から2倍までの範囲の相当額をさらに加算することができる。	

- 3 再審請求が認められた後の事件の審理に関する着手金の金額については、第37条の規定に、及び報酬金の金額については、第38条の規定にそれぞれ従う。

第40条(複数の事件等について同一弁護士が引き続き受任した場合等)

- 1 起訴前に受任した事件が起訴され、引き続いて受任弁護士が起訴後の事件を受任するときも、受任弁護士は起訴後の事件について第37条第2項に定める着手金を受けることができる。
- 2 再逮捕等により起訴前事件が複数になる場合、及び起訴後に追起訴された事件について、同一の弁護士が受任するときは、それぞれ別事件として第37条に定める着手金、及び第38条に定める報酬金を受けることができる。
- 3 受任弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、第37条第3項に定める着手金、及び第38条第3項に定める報酬金を受けることができる。
- 4 受任弁護士は、本条第1項ないし第3項の場合において、事件が同種であるなどの事情により、事件数の割合に比して一件当たりの執務量が軽減されるなど、追加

受任する事件につき、着手金及び報酬金を減額すべき事由があると認める場合には、適正妥当な範囲内で減額することができる。

第 41 条(検察官の上訴取下げ等)

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつた場合の報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第 38 条の規定を準用する。

第 42 条(特別手当)

受任弁護士は、依頼者との協議により書面によって合意した場合には、保釈申立、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、及び特別抗告等の申立事件に対する特別手当を受けることができる。ただし、同手当は当該申立が棄却、あるいは却下された場合には生じない成功報酬とし、またその金額は 100,000 円以上とする。

第 43 条(刑事事件における日当の特則)

受任弁護士は、依頼者との協議により書面によって合意した場合には、次表のとおり日当を受けることができる。

種類	内容等	金額
接見日当	接見 1 回あたりの日当	10,000 円以上 30,000 円以下
公判日当	公判期日・公判前整理手続期日・打合せ期日等、裁判所に出頭した場合の 1 期日あたりの日当	10,000 円以上 50,000 円以下
その他日当	被害弁償、示談交渉、現地調査、事情聴取等、当該事件に関して外出等した場合の日当	半日(往復 2 時間を超え 4 時間まで)
		30,000 円以上 50,000 円以下 一日(往復 4 時間を超える) 50,000 円以上 100,000 円以下

第 44 条(告訴、告発等)

- 1 告訴、告発、検察審査会への審査申立、仮釈放、仮出獄及び恩赦等の手続の着手金並びに報酬金は、以下のとおりとする。

着手金	300,000 円以上 500,000 円以下
報酬金	300,000 円以上 500,000 円以下

- 2 前項において報酬金を受けられる場合とは、以下のとおりである。

告訴及び告発事件	告訴及び告発の受理
検察審査会への審査申立事件	審査の開始

仮釈放、仮出獄及び恩赦等	仮釈放、仮出獄及び恩赦等の決定の確定
--------------	--------------------

第7章 その他手数料

第45条(手数料)

手数料は、この規定に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第9条ないし第10条の規定を準用する。

① 裁判上の手続に関する手数料

項目	分類	手数料
証拠保全	基本	300,000円以上500,000円以下 ただし、本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解	基本	50,000円以上100,000円以下 ただし、示談交渉事件から引き続いて即決和解手続を受任したときでも示談交渉事件の着手金とは別に受け取ることができる。
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
公示催告		50,000円以上100,000円以下
倒産整理事件の債権届出	基本	50,000円以上100,000円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		100,000円以上200,000円以下

② 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査(事実関係	基本	50,000円以上200,000円以下

調査を含む)	基本事件であるが、弁護士法23条の2に基づく照会を要する場合		一件あたり50,000円 ただし、事案により、所属弁護士と依頼者との協議のうえ増減額させることができる。
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		所属弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型		50,000円以上300,000円以下
	非定型	基本	100,000円以上50,000円以下
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額を前記基本金額に加算する。
	公正証書にする場合		上記各手数料に50,000円以上を加算する。
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	30,000円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	50,000円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	ただし、弁護士による交渉を要する場合には、示談交渉に関する着手金等を加算する。
会社設立等	設立、増減資、合併、分割及び組織変更、通常清算		資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額
			1000万円以下の部分 4%
			1000万円を超え2000万円以下の部分 3%
			2000万円を超え1億円以下の部分 2%
			1億円を超え2億円以下の部分 1%
			2億円を超え20億円以下の部分 0.5%
			20億円を超える部分 0.3%
			特に複雑又は特殊な事情があ

	る場合	より定める額
会社設立等 以外の登記 等	申請手続	一件につき50,000円 ただし、事案により、所属弁護士 と依頼者との協議のうえ、適正妥 当な範囲内で増減額することが できる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民 票等の交付手続は、1通につき 1,000円とする。
株主総会等 指導	基本	300,000円以上
	総会等準備も指導する場合	500,000円以上
現物出資等証明(会社法33条10項3号等 に基づく証明)等証明		一件につき300,000円 ただし、出資等にかかる不動産価 格及び調査の難易、繁簡等を考慮 し、所属弁護士と依頼者との協議 により、適正妥当な範囲内で増減 額することができる。

第8章 時間制

第46条(時間制)

- 1 所属弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、本規定の他の規定にかかわらず、30分当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動に要する時間を含む)を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の単価は、30分ごとに10,000円以上とする。
- 3 具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び所属弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第9章 顧問料

第47条(顧問料)

- 1 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

法人	上場	月額100,000円以上
----	----	--------------

	非上場	月額50,000円以上100,000円以下
法人以外の事業者		月額30,000円以上100,000円以下
非事業者		月額10,000円以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員への法律相談、株主総会の指導又は立会及び講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。
- 4 訴訟、調停、示談交渉及び手数料等の着手金及び報酬金については、本条項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、別途定めるところにより請求することができる。

第10章 日当

第48条(日当)

- 1 日当は、この規定に特に定めのない限り、次表のとおりとする。ただし、交通費等の実費は別途請求することができる。

半日(往復2時間を超え4時間まで)	30,000円以上50,000円以下
一日(往復4時間を超える場合)	50,000円以上100,000円以下

- 2 前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 日当については、概算により、あらかじめ依頼者から預かることができる。

第11章 実費等

第49条(実費等の負担)

- 1 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等(以下「実費等」という)については、依頼者の負担とする。
- 2 実費等については、概算により、あらかじめ依頼者から預かることができる。

第50条(交通機関の利用)

出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第12章 委任契約の清算

第51条(委任契約の中途終了)

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了した場合は、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、所属弁護士のみには重大な責任がある場合は、所属弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、所属弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。
- 3 第1項において、委任契約の終了につき、所属弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が所属弁護士の同意なく委任事務を終了させ、依頼者が故意若しくは重大な過失により委任事務処理を不能にし、又はその他依頼者に重大な責任がある場合は、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、所属弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第52条(事件等処理の中止等)

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、所属弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- 2 前項の場合には、所属弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

第53条(弁護士報酬の相殺等)

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、所属弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。
- 2 前項の場合には、所属弁護士は、速やかに、依頼者にその旨を通知しなければならない。

附 則

- 1 本規定は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日改訂後の本規定については、同日から施行する。

別表1 「着手金早見表」

経済的利益の額	基準幅	基準平均額
300万円以下	10万円～48万円	29万円
300万円超400万円以下	30万円～63万円	47万円
400万円超500万円以下	45万円～78万円	62万円
500万円超600万円以下	60万円～93万円	77万円
600万円超700万円以下	75万円～108万円	92万円
700万円超800万円以下	90万円～123万円	107万円
800万円超900万円以下	105万円～138万円	122万円
900万円超1000万円以下	120万円～153万円	137万円
1000万円超1200万円以下	135万円～183万円	159万円
1200万円超1400万円以下	165万円～213万円	189万円
1400万円超1600万円以下	195万円～243万円	219万円
1600万円超1800万円以下	225万円～273万円	249万円
1800万円超2000万円以下	255万円～303万円	279万円
2000万円超2200万円以下	285万円～333万円	309万円
2200万円超2400万円以下	315万円～363万円	339万円
2400万円超2600万円以下	345万円～393万円	369万円
2600万円超2800万円以下	375万円～423万円	399万円
2800万円超3000万円以下	405万円～453万円	429万円
3000万円超4000万円以下	435万円～573万円	504万円
4000万円超5000万円以下	555万円～693万円	624万円
5000万円超6000万円以下	675万円～813万円	744万円
6000万円超7000万円以下	795万円～933万円	864万円
7000万円超8000万円以下	915万円～1053万円	984万円
8000万円超9000万円以下	1035万円～1173万円	1104万円
9000万円超1億円以下	1155万円～1293万円	1224万円